

松本市基幹博物館整備事業設計プロポーザル

募集要項

平成29年4月
松本市

はじめに

松本市立博物館は、明治39年9月に開館した「明治三十七、八年戦役記念館」に由来する国内でも有数の古い歴史を誇る博物館です。現施設は、松本城二の丸内に位置し、昭和42年に竣工、翌年開館しました。延床面積は約3,400㎡、所蔵資料は約116,000点（平成29年1月現在）、図書は約48,000冊です。『松本まるごと博物館構想』に基づき、常設展・特別展の開催を始め、講座・講演会の開催、市民協働による展示解説・体験学習指導などを行っています。

なお、分館として重要文化財旧開智学校校舎などの14の施設が、特色ある活動を行っており、合併5地区旧学校校舎等で保管している資料もあります。

開館から約50年が経過する中で、施設の老朽化や狭隘化が進行しており、また、すべての来館者に快適に利用していただける環境が十分に整っていない状況でもあります。なにより、国史跡松本城内にあることから、松本城の文化財的価値をより高めるためにも、現地からの移転改築が急務になっている状況です。

今回の募集は、先行する各種構想・計画を踏まえ策定した『松本市基幹博物館施設構想』及び『松本市基幹博物館建設計画』に基づき、松本市立博物館を『松本まるごと博物館構想』の中核施設（基幹博物館）として、松本城三の丸地区内に移転改築するための建築及び展示の設計業務を希望する設計者を募集するものです。

将来世代のためのハード整備として行う本事業を通し、歴史・文化資産の保護・活用の推進や、松本城を中心としたまちづくり、城下町再生、中心市街地の活性化に資する等、地域発展に寄与できる設計コンサルタントの選定を行ないます。

目 次

I 整備事業

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 設計概要

- 1 業務名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 業務の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 敷地概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 業務期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 業務委託料上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 契約書作成の要否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 7 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

III プロポーザル応募内容

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 選定方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 報償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7 提出図書の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 8 審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 9 設計業務委託契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 10 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

【様式】

- ・別添1 様式第1～9号
- ・別添2 様式第1号

【別紙】

- ・別紙1 設計プロポーザルに関する質問書
- ・別紙2 松本市基幹博物館施設構想
- ・別紙3 松本市基幹博物館建設計画
- ・別紙4 業務委託仕様書

I 整備事業

1 趣旨

松本市立博物館は、国史跡松本城の二の丸内にあるため、移転改築が必要とされています。また、昭和42年に竣工した現施設は、建設から約50年が経ち、施設が老朽化し、資料の増加とともに建物の狭隘化も進んでいます。さらに、障害者や高齢者、外国人など来館するすべての人たちが快適に使いやすい環境にあるとは言い難い状況です。

松本市基幹博物館整備事業は、『松本まるごと博物館構想』で基幹博物館（中核施設）と位置付けられた松本市立博物館について、平成34年度の開館をめざし、松本城三の丸地区内の松本市営松本城大手門駐車場敷地に移転改築する事業です。

2 事業概要

(1) 事業名称

松本市基幹博物館整備事業

(2) 整備主体

松本市

(3) 整備位置

松本市大手3丁目（現 松本市営松本城大手門駐車場（北側立体駐車場及び平面式駐車場））

(4) 整備施設

「博物館法」（昭和26年法律第285号）第2条に定める博物館

(5) 概算工事費

総額約7,320百万円（消費税込）

上記のうち、建築工事費を約6,220百万円、展示工事費を約1,100百万円（ともに消費税込）

ただし、設計委託費及び工事監理委託費は含みません。

(6) 事業スケジュール

平成29・30年度 基本設計・実施設計

平成31～33年度 建設工事

平成34年度 開館

II 設計概要

1 業務名称

松本市基幹博物館整備事業設計業務委託

2 業務の目的

本業務は、『松本市基幹博物館施設構想』（以下「施設構想」という。）及び『松本市基幹博物館建設計画』（以下「建設計画」という。）に基づき、松本市立博物館を『松本市まるごと博物館構想』で定める中核施設（基幹博物館）として整備するために、その施設及び展示の設計業務を行うものである。

設計業務は、基本及び実施設計を含み、建築主体、構造、電気設備、機械設備、展示の各設計を行う。建築及び展示設計については、施設構想及び建設計画に沿ったものとし、適切な施設設計及び展示設計並びに管理運営計画等について検討するものとする。

3 敷地概要等

(1) 建設場所

ア 区域区分：市街化区域

イ 用途地域：商業地域

ウ 建ぺい率：80%＋10%（角地）

エ 容積率：400%

オ 防火指定：防火地域・準防火地域

カ 周辺道路：市道1059号線（2級）、同1507号線、同1057号線

キ 松本市景観計画景観類型地区 お城地区（重点地区）

ク 松本市歴史的風致維持向上計画 重点区域

ケ 埋蔵文化財包蔵地 松本城跡

(2) 敷地面積

約3,868㎡

4 業務期間

業務委託契約締結の日から平成30年12月28日まで

5 業務委託料上限額

215,690千円（消費税込）

6 契約書作成の要否

「要」

7 業務内容

別添のとおり

Ⅲ プロポーザル応募内容

1 目的

本プロポーザルは、『松本市基幹博物館施設構想』（以下「施設構想」という。）及び『松本市基幹博物館建設計画』（以下「建設計画」という。）を基に、松本市立博物館を『松本市まるごと博物館構想』で定める中核施設（基幹博物館）として整備するために、その施設及び展示の設計業務を行うにあたり、最も相応しい設計者を選択するために行うものです。

2 選定方式

本プロポーザルは、2段階の選定方式とします。いずれも、Ⅲ-8-(1)に示す選考委員会が選考します。

(1) 第1次審査

参加表明書を提出し設計プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）が5者を超えた場合に行う書類審査です。提出された参加表明書を基に、第2次審査に進む5者を選考します。

(2) 第2次審査

最適候補者を選考するために行う面接審査です。提出された参加表明書や技術提案書を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、最適候補者及び次点者を選考します。

3 応募資格

下記(1)から(8)の全ての資格を満たすこと。なお、(1)、(2)、(3)、(6)、(7)については、公告日から落札決定日までの間満たしていること。

- (1) 下記(4)で示す設計共同企業体の全ての構成員が、松本市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3) 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 建築設計事務所及び展示設計事務所により構成される設計共同企業体であること。構成員数は3者とし、技術力を結集する必要があると認められる場合は4者とすることができる。共同企業体の取扱いについては、「松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱」によること。なお、最小出資比率は、設計共同企業体が3者で構成される場合は20%以上、4者で構成される場合は15%以上とする。また、構成員の組合せについては次のとおり（アかつイかつウ）とする。
 - ア 市内に本店を有し、かつ、一級建築士4名以上を自社で雇用する建築設計事務所（1者）。ただし、当該一級建築士は全て公告日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。
 - イ 市外に本店を有し、かつ、次の応募資格を満たす建築設計事務所（1者又は2者）

(7) 企業体制

一級建築士4名以上を自社で雇用していること。ただし、当該一級建築士は全て公告日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。

(イ) 設計実績

公告日以前15年以内に竣工した、延床面積3,000㎡以上の博物館(「博物館法」(昭和26年法律第285号)第2条に規定される博物館及び同法第29条に規定される博物館に相当する施設(以下、「博物館相当施設」という。))若しくは博物館と同種の事業を行う博物館相当施設と同等以上の規模の施設(文部科学省が行う社会教育調査で定める「博物館類似施設」)をいう。以下この項において同じ。)の建築設計業務を自社で受注した実績(基本・実施設計は問わない。ただし、自社が単体企業で受注又は設計共同企業体の構成員として受注した、国内の実績に限る。再委託による受注や設計共同企業体の構成員外の協力会社として受注した元請けでない実績は認めない。)を有すること。

ウ 市外に本店を有し、かつ、次の応募資格を満たす展示設計事務所(1者)

(7) 設計実績

公告日以前15年以内に竣工した、常設展示面積1,000㎡以上の博物館の、展示設計業務を自社で受注した実績(基本・実施設計は問わない。ただし、文部科学省が行っている社会教育調査でいう総合博物館又は歴史博物館の事例に限り、かつ、自社が単体企業で受注又は設計共同企業体の構成員として受注した国内の実績に限る。再委託による受注や設計共同企業体の構成員外の協力会社として受注した元請けでない実績は認めない。)を有すること。

- (5) 共同企業体の各構成員は、優れた技術を有する分野を分担するものとし、また、構成員間の調整を密に行うこと。
- (6) 松本市の指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中でないこと。

(8) 配置技術者の要件

ア 本業務の分担分野は、建築分野については意匠(デザイン)、構造、電気設備、機械設備(空調設備・給排水衛生設備・昇降機設備を含む)、展示分野についてはプランニング、意匠(デザイン)、造形、映像に区分し、分野ごとに担当技術者を必ず配置すること。なお、その他の分担分野については必要に応じて適宜区分の上、同様に担当技術者を配置すること。

イ 総括責任者及び管理技術者(建築分野のみ)は、一級建築士であること。

ウ 総括責任者及び管理技術者、主要業務の主任技術者は設計共同企業体の構成員の組織に所属している者であること。

エ 総括責任者は本業務の全体を統括し、設計共同企業体の代表事務所に所属している者をいう。

オ 管理技術者とは建築及び展示分野のそれぞれに配置され、総括責任者の下で各分野の設計業務を統括し、技術上の管理を行う者をいう。

カ 主任技術者とは管理技術者の下で、各分担業務分野における担当技術者を総括

する役割を担う者をいう。

キ 総括責任者は1名とする。なお、総括責任者は、建築又は展示分野いずれかの管理技術者を兼任することができる。

ク 建築及び展示分野の管理技術者は、それぞれ1名とし、両分野を兼任することはできない。

ケ 主任技術者は、分担業務分野ごとに1名配置すること。なお、主任技術者は総括責任者及び管理技術者並びに他の分野の主任技術者を兼任することはできない。

コ 総括責任者及び管理技術者並びに各主任技術者は、公告日以前15年以内に竣工した博物館の設計業務（基本・実施設計は問わない。ただし、その者が所属する組織が単体企業で受注又は設計共同企業体の構成員として受注した国内の実績に限る。再委託による受注や設計共同企業体の構成員外の協力会社として受注した元請けでない実績は認めない。）に携わった実績があること。

(9) 失格

申請者が次の要件に該当する場合は、失格とします。

ア 募集要項に定めた資格・要件を備えていないとき。

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

ウ 本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本業務について個別に接触したとき。

4 応募方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

平成29年4月24日（月）から平成29年5月22日（月）まで
（窓口での配布は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所（窓口）

〒390-0873 松本市丸の内4番1号

松本市 教育部 博物館

電 話：0263-32-0133

F A X：0263-32-8974

※ 募集要項は、松本市のホームページからダウンロードできます。

《ホームページURL》 <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>

(2) 説明会

本業務に係る現地説明会は開催しません。

なお、建設予定地を視察することは構いませんが、駐車場の管理運営業務に支障を与えないよう配慮してください。

(3) 募集要項に関する質問及び回答

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：平成29年5月1日（月）から平成29年5月11日（木）午後5時まで

イ 受付方法：別紙1に必要事項を記載のうえ、電子メール又はFAXで送付して

ください。(受付場所は、募集要項配布場所と同じ)

ウ 回答方法：期間中受付をした全質問に対する回答を電子メール又はFAXにて送付します。なお、質問者名は、公表しません。

エ 回答日：平成29年5月16日(火)

(4) 参加表明書

応募者は参加表明書を提出するものとします。なお、応募者が5者を超えた場合は、第1次審査を行い、その結果について全者に通知します。この場合の選考基準は、Ⅲ-8-(3)に示す審査基準に準じます。

参加表明書及び参加表明書に添付する書類は、以下のとおりです。

ア 参加表明書(別添-1(様式第1~9号))

イ 設計共同企業体の協定書の写し

ウ 印鑑証明書(参加表明書提出日から3カ月以内に発行されたもの)

エ 納税証明書(本社分)

以下(ア)及び(イ)は参加表明書提出日から3カ月以内に発行されたもの

(ア) 松本市の市税

滞納がない証明書【入札参加資格用】※松本市で交付

(イ) 法人税・消費税及び地方消費税

未納税額のない証明書【納税証明書その3の3】※税務署で交付

オ 前項までの提出図書のうち、該当しないものがある場合は、該当のない提出書類の名称と該当のない理由を記載した書類(任意様式)を提出してください。

(5) 参加表明書等の提出期間、提出方法及び提出先

ア 提出期間：平成29年5月22日(月)午後5時まで

(持参又は郵送による。郵送の場合は必着とし、簡易書留以上の手段により送付すること。)

イ 提出方法：正本1部、副本15部(複写可)を持参又は郵送すること。ただし、印鑑証明書については、正本1部のみで可とする。

ウ 提出先：〒390-0873 松本市丸の内4番1号

松本市 教育部 博物館 基幹博物館建設担当 担当 岡村・堀井
電話：0263-32-0133

(6) 第1次審査結果通知及び公開プレゼンテーション参加要請

ア 通知日：平成29年5月26日(金)

イ 通知方法：FAXにより通知したのち、別途郵送により通知文を送付する。

(7) 技術提案書

参加表明書に基づき応募資格の確認を行い、選考基準を満たした応募者に技術提案書等の提出要請を行います。要請を受けた応募者は、技術提案書等を期日までに提出してください。

技術提案書及び技術提案書に添付する書類は、以下のとおりです。

ア 技術提案書(別添-2(様式第1号))

イ 参加表明書及び技術提案書のPDFデータ 1部

ウ 前項までの提出図書のうち、該当しないものがある場合は、該当のない提出書

類の名称と該当のない理由を記載した書類（任意様式）を提出してください。

(8) 技術提案書等の提出期間、提出先及び提出部数

ア 提出期間：平成29年5月26日（金）から平成29年7月3日（月）まで
（受付は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 提出先：〒390-0873 松本市丸の内4番1号

松本市 教育部 博物館 基幹博物館建設担当 担当 岡村・堀井
電 話：0263-32-0133

ウ 提出部数：正本1部副本15部（複写可）を提出してください。ただし、PDFデータについては、CD-R等に焼き付けた正本1部で可とする。

エ その他

- (ア) 提出図書は、必ず提出先まで持参してください。郵送、FAX、電子メール等による提出は、一切受け付けできません。
- (イ) 提出図書の内容について、面接により聴き取りを行う場合があります。
- (ウ) 受付期間後の提出図書に関する変更及び追加は、認めません。
- (エ) 提出図書のほかに、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

5 提出図書

(1) 参加表明書の作成及び記載の留意事項

ア 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は別添-1（様式第1～9号）に示すとおりとします。

なお、文字サイズは10ポイント以上とします。

イ 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
応募資格に関する実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・記載する実績は、Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)又はⅢ-3-(4)-ウ-(ア)に示した業務実績を対象とし、記載する。件数は最大3件とする。 ・実績に挙げた博物館が、国が定める文化財公開承認施設の承認実績(参加表明書提出日現在において承認が取り消されている場合も含む。ただしその場合においては、承認を得ていたことが確認できる書類を用意しなければならない。)を有する場合は、その旨を明記すること。 ・記載様式は様式第4号とする。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の総括責任者、管理技術者、主任技術者及び担当技術者を記載する。 ・総括責任者には、建築分野と展示分野で同一の人物を記載する。 ・建築分野では、意匠（デザイン）、構造、電気設備、機械設備の主たる業務は必ず記載し、その他の分野は適宜記載する。 ・展示分野では、プランニング、意匠（デザイン）、造形、映像の主たる業務は必ず記載し、その他の分野は適宜記載する。 ・担当技術者は、実施する担当分野ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式第5号とする。なお、本様式に記載した者については、業務委託完了日まで原則として変更することはできない。 																					
配置予定技術者等の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の主任技術者等について、経歴等を記載する。対象とする者は、様式第5号（実施体制図）に記載された者のうち、総括責任者、各管理責任者及び各主任技術者とする。 実績は公告日以前15年以内に竣工した業務を対象とし、記載する。件数は最大3件とする。 実績に挙げた博物館が、国が定める文化財公開承認施設の承認実績（参加表明書提出日現在において承認が取り消されている場合も含む。ただしその場合においては、承認を得ていたことが確認できる書類を用意しなければならない。）を有する場合は、その旨を明記すること。 建築分野配置予定主任技術者等における実績は、下記区分により記載すること。なお、同種実績に掲げた項目のうち一つでも該当しない場合は、同種実績とはしないこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>同種実績</th> <th>類似実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設種別</td> <td>Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館</td> <td>Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館</td> </tr> <tr> <td>延床面積規模</td> <td>3,000㎡以上</td> <td>3,000㎡未満</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 展示分野配置予定主任技術者等における実績は、下記区分により記載すること。なお、同種実績に掲げた項目のうち一つでも該当しない場合は、同種実績とはしないこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>同種実績</th> <th>類似実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設種別(1)</td> <td>Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館</td> <td>Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館</td> </tr> <tr> <td>施設種別(2)</td> <td>Ⅲ-3-(4)-ウ-(ア)に示す総合博物館又は歴史博物館</td> <td>Ⅲ-3-(4)-ウ-(ア)に示す総合博物館又は歴史博物館</td> </tr> <tr> <td>常設展示室規模</td> <td>1,000㎡以上</td> <td>1,000㎡未満</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式第6号とし、1名につきA4サイズ用紙（片面）1枚に記載する。 	区 分	同種実績	類似実績	施設種別	Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館	Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館	延床面積規模	3,000㎡以上	3,000㎡未満	区 分	同種実績	類似実績	施設種別(1)	Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館	Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館	施設種別(2)	Ⅲ-3-(4)-ウ-(ア)に示す総合博物館又は歴史博物館	Ⅲ-3-(4)-ウ-(ア)に示す総合博物館又は歴史博物館	常設展示室規模	1,000㎡以上	1,000㎡未満
区 分	同種実績	類似実績																				
施設種別	Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館	Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館																				
延床面積規模	3,000㎡以上	3,000㎡未満																				
区 分	同種実績	類似実績																				
施設種別(1)	Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館	Ⅲ-3-(4)-イ-(イ)に示す博物館																				
施設種別(2)	Ⅲ-3-(4)-ウ-(ア)に示す総合博物館又は歴史博物館	Ⅲ-3-(4)-ウ-(ア)に示す総合博物館又は歴史博物館																				
常設展示室規模	1,000㎡以上	1,000㎡未満																				
配置予定主任技術者等の過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任技術者等が過去に従事した実績について記載する。対象とする者は、様式第5号（実施体制図）に記載された者のうち、総括責任者、各管理責任者及び各主任技術者とする。 記載する業務は、公告日以前15年以内に竣工した博物館の設計業務を対象とする。 記載する業務数は、1名につき1件とする。 参加表明書の提出者以外が受注した業務実績を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載すること。 記載様式は様式第7号とし、図面、写真等を引用する場合も含め、 																					

	1名につきA4サイズ用紙（片面）1枚以内に記載する。
--	----------------------------

ウ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

エ 参加表明書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

(3) 技術提案書の作成及び記載の留意事項

ア 施設整備の要求水準

(ア) まちづくりの観点

博物館の敷地整備は、当該地区の今後のまちづくりの指針を示した、『松本城三の丸地区整備基本方針』に沿って、整備を行うこととします。

(イ) 建築デザインの観点

建物は、国宝松本城天守など歴史的建造物が集積する本市の歴史的特色を踏まえるとともに、「松本市景観条例」（平成20年条例第3号）、「お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定」に則り、三の丸地区の落ち着いた風情を損なわないよう、周辺の都市環境との調和に配慮した建物とします。

建築デザインは、デザイン自体が魅力を持ち続け、将来のまちづくりを先導し、松本らしさとして次代に残るようなデザインとします。

(ウ) 文化財公開施設の観点

基幹博物館として、文化庁の指針、基準等に基づいた設備等を整備し、市民の宝を次代に確実に引き継ぐとともに、災害等に対して十分に備えた安全・安心な博物館を整備します。

国宝・重要文化財や海外博物館所蔵資料などの貴重な資料が展示できるよう万全の環境を整備するため、『文化財公開施設の計画に関する指針』など文化庁が示す各種指針に定める設計基準に従ってください。

イ 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添-2（様式第1号）に示されるとおりとします。なお、文字サイズは10ポイント以上とします。

ウ 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
専門技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングを実施して評価する。 ・設計を進める上で配慮していただきたい以下の項目について、それぞれ指定された様式に基づき簡潔に記載する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 松本市基幹博物館整備にあたって、施設構想及び建設計画に示す、基幹博物館の目的、整備のコンセプト及び整備の基本方針への対応を踏まえた提案等、応募者が記述したい点を、イメージ図などを用いて簡潔に分かりやすく記載し、A1サイズ用紙（横・片面）2枚以内にまとめてください。

	<p>なお資料中には、必ず下記5項目を含むように作成（着色は自由）してください。その際、博物館機能の展開案と関連付けるよう留意してください。</p> <p>ア 配置計画</p> <p>イ 各階平面図（S = 1 / 5 0 0 程度のもの）</p> <p>ウ 主要断面図（S = 1 / 5 0 0 程度のもの）</p> <p>エ 立面図</p> <p>オ 外観イメージ図</p> <p>(2) 基幹博物館の目的を実現するための市民協働の拠点として設置を予定している市民交流室について、博物館のサポーターや市民が利用している具体的な姿を想定し、博物館機能の展開案と関連付けながら、A3サイズ用紙（横・片面）1枚にまとめて提案してください。</p> <p>(3) 松本の未来を考える場である博物館が、将来にわたり持続可能なものであるために、修繕・改修の容易性や汎用性・流通性の高い製品を用いるなど維持管理費用のコスト抑制策や、省エネルギー化・環境負荷低減の実現について、開館後60年後までの建物生涯コスト（LCC）を示しつつ、具体的方策をA3サイズ用紙（横・片面）1枚にまとめて提案してください。その際、建築の構造や設備に限らず、収蔵や展示等博物館特有の機能についても関連付けるよう留意してください。</p> <p>(4) 計画地の特性を活かした周辺環境との調和と松本市域全体に及ぶにぎわいの創出について、考え方と具体的方策をA3サイズ用紙（横・片面）1枚にまとめて提案してください。</p> <p>(5) 設計から開館に至るまでの工程計画をA3サイズ用紙（横・片面）1枚にまとめて提案してください。</p>
--	---

エ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

オ 読了必須図書

技術提案書の提出に際しては、別紙として配布している2資料（『松本市基幹博物館施設構想』、『松本市基幹博物館建設計画』）のほか、松本市が先に策定した下記構想等も熟読してください。

なお、いずれも松本市公式ホームページ上で公開しています。

- (ア) 『松本まるごと博物館構想』
- (イ) 『松本市基幹博物館基本構想』
- (ウ) 『松本市基幹博物館基本計画』

カ 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

6 報償

本設計業務の契約締結後、第2次審査に進んだ応募者には、参加報酬として50万円を支払います。

7 提出図書の取り扱い

(1) 情報公開等

落札者決定後は、応募をした全ての団体名を公開します。提出図書は、「松本市情報公開条例」（平成13年条例第72号）に基づき公開することがあります。

(2) 返却

最適候補者に選定されなかった団体等の提出図書は、請求により原本のみ返却します。

(3) 第三者の著作権

提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとします。

(4) 提出図書の使用

市は、本設計プロポーザルの提案に関する事項の公表、展示、その他市が必要と認めるときに、提出図書が無償で使用することができるものとします。

また、提出図書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した参加者が当該第三者に承諾を得ておいてください。

(5) 技術提案書の内容

選考は、設計者を選定するために行うものです。選定後においても、市は技術提案書の内容に拘束されないものとします。

8 審査

(1) 選考委員会

最適候補者及び次点者の選定審査は、庁外委員5名、庁内委員3名により組織された選考委員会にて行ないます。

区分	分野	氏名	所属・役職
庁外委員	建築・展示	菊池 健策	東京文化財研究所客員研究員
	展示	笹本 正治	長野県立歴史館 館長
	建築	仙田 満	東京工業大学 名誉教授
		寺内 美紀子	信州大学 准教授
庁内委員	—	長澤 悟	東洋大学 名誉教授
		坪田 明男	副市長
		小出 光男	建設部長
		矢久保 学	教育部長

(2) 審査の基準

提出図書の内容が、本業務を正確かつ的確に行われ、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の削減が図られるものであること。

(3) 審査項目

ア 最適候補者を選定するための評価基準

(ア) 評価項目、評価基準は以下のとおりです。

評価項目				評価基準		
				A	B	C
業務の 実施体制の 妥当性	書面	共同企業体	業務実施体制の安定性と能力	安定的な業務の遂行が見込まれ、実績も豊富な体制である。	安定的な業務の遂行が見込まれる。	左記以外
		総括責任者	実績の内容と本業務との親和性	本業務との親和性の高い実績がある。	実績がある。	左記以外
		建築分野管理技術者	実績の内容と本業務との親和性	本業務との親和性の高い実績がある。	実績がある。	左記以外
		展示分野管理技術者	実績の内容と本業務との親和性	本業務との親和性の高い実績がある。	実績がある。	左記以外
		建築分野の主たる業務の各担当主任技術者	実績の内容と本業務との親和性	本業務との親和性の高い実績がある。	実績がある。	左記以外
		展示分野の主たる業務の各担当主任技術者	実績の内容と本業務との親和性	本業務との親和性の高い実績がある。	実績がある。	左記以外
		市内建築事務所の参画体制	博物館整備ノウハウの共有	市内建築事務所のかした参画体制がとられている。	左右に該当しない	市内建築事務所の参画体制が明確でない。

専門技術力	書面及びヒアリング	総合的提案	建築と展示の一体的な構成力	目的、条件、内容が的確に表現されている。	左右に該当しない	目的、条件、内容が的確さに欠ける
		個別課題の実施方針	市民利用の具体化	技術提案内容が優れており、設計に反映可能	左右に該当しない	技術提案内容が十分に検討されておらず、設計への反映が困難
			ランニングコスト削減等の建物生涯コストへの配慮	技術提案内容が優れており、設計に反映可能	左右に該当しない	技術提案内容が十分に検討されておらず、設計への反映が困難
			まち（地域及び市域全体）への寄与	技術提案内容が優れており、設計に反映可能	左右に該当しない	技術提案内容が十分に検討されておらず、設計への反映が困難
			工程把握・監理能力	業務の実施手順や業務量の把握が適切	左右に該当しない	業務の実施手順や業務量の把握が不適切
業務への取り組み姿勢	取組み意欲	業務への取組み意欲	業務への取組み意欲が旺盛、かつ適切な質問、意欲表明あり	左右に該当しない	業務への取組み意欲が見えず、かつ質問もない	
	コミュニケーション	質問に対する応答性	質問に対する応答が明確、かつ迅速	左右に該当しない	質問に対する応答が不明確、かつ冗長	

(イ) 評価項目ごとの評価を以下のとおり数値化し、各評価項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値により評価を行い、優位に評価された者を特定する。C評価がある場合には特定しない。評点の合計が同点となった場合には、A評価の多い者を優先して扱う。

A : 5 / 5

A- : 4 / 5

